

# 平成 27 年度 歯科疾患予防事業報告書



---

## 目次

フッ化物塗布事業	1
マニュアル（別添）	
歯周病予防事業	4

平成 28 年 3 月  
北九州市保健福祉局健康推進課 口腔保健支援センター

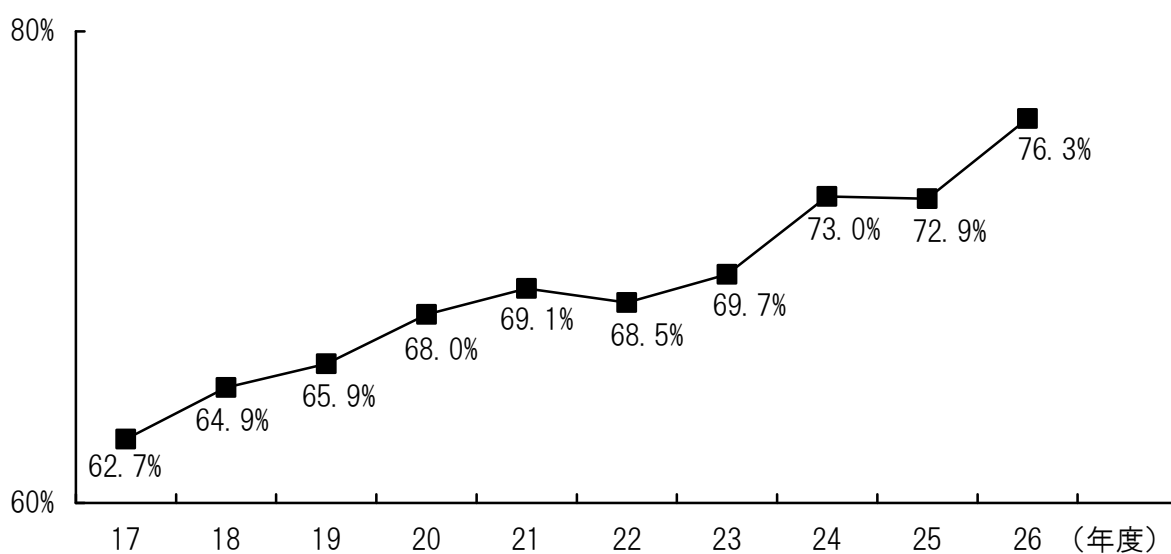
# フッ化物塗布事業

市内の登録歯科医療機関で実施している1歳6か月児歯科健康診査受診時にフッ化物塗布を行う。

## I 目的

「北九州市健康づくり推進プラン（平成25～29年度）」における目標値の達成  
3歳児でう蝕のない者の割合 80.0%

図 3歳児う蝕のない者の割合



## II 平成27年度実績

### 1. 登録歯科医療機関

平成28年3月1日現在 544ヶ所

### 2. 実施状況（平成28年2月末分まで）

3,505件（うち自己負担額600円免除者8件）

## Ⅲ 実施要領

### フッ化物塗布事業実施要領

#### 1 目的

歯面にフッ化物を塗布することにより歯質の強化を図り、う蝕を予防するとともに、歯科保健に関する指導を行うことにより、口腔の健全な発育を促して乳幼児の健康の保持増進に資することを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、北九州市とする。

#### 3 対象者

北九州市に居住する1歳6か月児(満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児)とする。

#### 4 事業実施

実施については、一般社団法人北九州市歯科医師会(以下「市歯科医師会」という。)及び社会福祉法人北九州市福祉事業団(以下「福祉事業団」という。)に委託して実施する。

#### 5 利用者負担金

1回600円とする。

ただし、生活保護を現に受給している幼児については免除する。

#### 6 実施内容

##### (1) 実施回数

原則として、本市が実施している1歳6か月児歯科健康診査の受診時に、希望者に対して1回実施する。

##### (2) 実施場所

市歯科医師会が推薦し、フッ化物塗布実施医療機関として登録した歯科医療機関(以下「実施医療機関」という。)及び北九州市立総合療育センターにおいて実施する。

##### (3) 実施方法

北九州市が交付したフッ化物塗布受診券(以下「受診券」という。様式第1号)を実施医療機関等に提出した者に対して実施する。

##### (4) 塗布方法

① 使用薬液：リン酸酸性フッ化ナトリウム溶液またはゲルを使用する。

② 方法：綿球に薬液を浸潤させて歯面塗布を行う一般法または歯ブラシを用いて行う歯ブラシ法で実施する。

③ その他、詳細についてはフッ化物塗布事業実施マニュアルに沿って実施する。

##### (5) 保健指導

実施医療機関等はフッ化物塗布を実施するに当たり、その効果、塗布後の注意事項、歯みがき方法、食生活及びその他の必要な事項について保健指導を行う。

#### 7 実施医療機関

実施医療機関は、市歯科医師会または区歯科医師会が指定した研修会を受講しなければならない。

また、実施医療機関等は、フッ化物塗布実施医療機関である旨を示す証票(ステッカー)を掲示するものとする。

## 8 委託料の請求及び支払い

- (1) フッ化物塗布を行った実施医療機関は、当該月分の受診券（保健福祉局控）をとりまとめ、「フッ化物塗布実施報告書」（様式第2号・区歯科医師会提出用）を添えて、翌月7日までに、所属する区歯科医師会に提出する。
- (2) 区歯科医師会は、提出を受けた受診券をとりまとめ、「フッ化物塗布実施報告書」（様式第3号・市歯科医師会提出用）を添えて毎月12日までに市歯科医師会に提出する。
- (3) 市歯科医師会及び福祉事業団（総合療育センター）は受診券の内容を審査し、「フッ化物塗布実施報告書」（様式第4号・保健福祉局提出用）を添えて、毎月20日までに保健福祉局に請求する。
- (4) 保健福祉局は内容を審査し、請求書を受理した日から30日以内に、委託料を支払う。

## 9 周知徹底

保健福祉局及び市歯科医師会は、フッ化物塗布の意義や実施場所、方法等について、市政だよりのほか適当な方法により、市民に対して周知徹底する。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、別に保健福祉局長と北九州市歯科医師会会長が協議して定めるものとする。

付 則

（施行期日）

この要領は、平成19年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

**※ マニュアルは別添**

# 歯周病予防事業

地域の要望に応じて歯科医師または歯科衛生士を派遣し、歯周病に関する基礎知識や全身疾患や全身疾患との関係、予防のための口腔ケアの実技について普及・啓発する。

## I 目的

「北九州市健康づくり推進プラン（平成 25～29 年度）」における目標値の達成  
歯周病と糖尿病の関係を知っている者の割合の増加 50.0%

## II 平成 27 年度実績

月		9月	10月	1月	2月	計
回数	歯科医師	1	1		1	3
	歯科衛生士	1		1	5	7
	計	2	1	1	6	10
参加者数		69	642	40	193	944

※10月は職員対応

(参考) 受講による効果（平成 27 年 10 月 30 日実施）

設問	受講前 正解率	受講後 正解率	正解率増加
妊娠中は歯周病のリスクが高まる	69.7%	94.3%	24.7%
タバコを吸う人は歯周病が進行しやすくなる	95.1%	98.1%	3.0%
歯周病と糖尿病は相互に深い関係がある	74.3%	94.7%	20.4%
口腔ケアは高齢者の誤嚥性肺炎の予防につながる	91.7%	98.2%	6.6%

## II 実施要綱及び実施要領

### 歯周病予防事業実施要綱

#### (目的)

第1条 歯周病に関する基礎知識や全身疾患との関係、予防のための口腔ケアの実技などについて普及・啓発することにより、市民の日常生活における歯と口の健康づくりを通じた生涯にわたる健康づくりの実践を促し、市民の健康に資することを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は市とし、一部を一般社団法人北九州市歯科医師会に委託して実施する。

#### (事業内容)

第3条 第1条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 歯周病予防講演
- (2) 歯周病予防教室
- (3) その他歯周病予防に関する事業

#### (暴力団関与の場合の委託等の取消し)

第4条 市は、事業に従事する歯科衛生士、又は事業を委託された団体若しくはその役員等が暴力団、暴力団員、又はこれらのものと密接な関係を有するものと判明した場合は、従事や委託を取り消す。

#### (守秘義務)

第5条 この事業に関与及び従事する者若しくはした者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (個人情報の保護)

第6条 この事業に関与及び従事する者若しくはした者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の遂行にあたっては、個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

#### 付則

この要綱は、平成27年5月21日から実施する。

### 歯周病予防講演 実施要領

#### 1 趣旨

この実施要領は、「歯周病予防事業実施要綱」に基づき、北九州市が実施する「歯周病予防講演事業」(以下「講演」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

## 2 対象

市内の区役所や市民センター、地域の組織・団体、ボランティア団体等が主催し、営利を目的としない事業を対象とする。

## 3 事業の実施

講演は市が、一般社団法人北九州市歯科医師会（以下「市歯科医師会」という。）に委託して実施する。

## 4 実施場所

依頼団体が確保した市内の会場において実施する。

## 5 従事者

市歯科医師会会員である歯科医師が従事する。

## 6 実施方法

### (1) 申込受付

各地域の歯科医師会（以下「区歯科医師会」という。）は申込を受け付け、従事する歯科医師を決定し、関係者との連絡調整を行う。

### (2) 実施計画

区歯科医師会は、事業実施前に実施計画書を作成し、市歯科医師会に提出する。市歯科医師会は、実施計画書を取りまとめ、市に提出し、あらかじめ市の上承を得る。

### (3) 講演の実施

従事する歯科医師は、依頼団体との調整のうえ、歯周病の基礎知識や全身疾患との関係等に関する講演等を行う。

## 7 実施報告

区歯科医師会は、毎月、日時、場所、参加人数、従事歯科医師名等出前講演開催実績をまとめ、市歯科医師会に報告する。市歯科医師会は、区歯科医師会から提出された当該月分の開催実績を取りまとめ、速やかに市に報告する。

## 8 費用

講演の歯科医師出務にかかる費用は市の負担とし、その額は委託契約による額とする。会場使用料、事業の広報にかかる費用等は主催団体が負担する。

## 9 費用の請求及び支払い

市歯科医師会は市の指示する様式により市に委託料を請求し、市は委託契約により委託料を支払う。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、別に市と市歯科医師会が協議して定めるものとする。

## 付則

この要領は、平成27年5月21日から実施する。

## 歯周病予防教室 実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、「歯周病予防事業実施要綱」に基づき、北九州市が実施する「歯周病予防教室」（以下「講座」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

### 2 対象

市内の区役所や市民センター、地域の組織・団体、ボランティア団体等が主催し、営利を目的としない事業を対象とする。

### 3 事業の実施

実施主体は市とする。

### 4 実施場所

依頼団体が指定する市内の会場において実施する。

### 5 従事者

保健福祉局事業協力歯科衛生士（以下「歯科衛生士」という）が従事する。

### 6 実施方法

#### (1) 申込受付

市は申込を受け付け、内容を確認・審査の上、歯科衛生士に出務を依頼する。

#### (2) 実施計画

歯科衛生士は、事業実施の2週間前までに依頼団体の担当者と調整の上、指導計画を作成、市に提出し、あらかじめ市の了承を得る。

#### (3) 講座の実施

従事する歯科衛生士は、指導計画に基づき、歯周病に関する健康教育、個別相談等を行う。

### 7 実施報告

歯科衛生士は事業終了後、実施報告書を作成し、市に報告する。

### 8 費用

歯科衛生士の出務にかかる費用は無料とし、市が負担する。ただし、会場使用料、実習を行う場合の費用等は、依頼団体が負担する。

### 9 費用の請求及び支払い

歯科衛生士は市の指定する方法により市に出務料を請求する。出務料の額は保健福祉局総務課が定める「保健事業出務契約単価表」による額とする。市は内容を審査し、歯科衛生士に出務料を支払う。

### 10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、別に保健福祉局長が定めるものとする。

### 付則

この要領は、平成27年5月21日から実施する。